

奄美市告示第105号

奄美市飼い猫避妊・去勢手術支援事業実施要綱を次のように定めた。

平成27年6月10日

奄美市長 朝山 毅

奄美市飼い猫避妊・去勢手術支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成23年奄美市条例第16号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、飼い猫（奄美市民に飼育され、又は管理されているねこをいう。以下同じ。）の避妊又は去勢の手術（以下単に「手術」という。）を支援し、もって適正な繁殖管理に資するため、奄美市飼い猫避妊・去勢手術支援事業を実施する。

(事業の実施)

第2条 この事業は、本市が認定した飼い猫（以下「認定猫」という。）に対する手術に係る費用の一部を市が負担することにより手術を支援するものとする。

2 この事業を適切に実施するため市内の動物病院（以下「動物病院」という。）に委託するものとする。

(認定猫の要件)

第3条 認定猫の対象となる飼い猫は、次の各号のいずれにも該当するねこととする。

(1) 当該ねこの飼い主が次のいずれにも該当すること。

ア 市内に居住している者

イ 市税その他の本市に納付すべき債務を滞納していない者

(2) 条例に基づき飼い猫登録されていること。

(3) 生後6か月以上であること。ただし、動物病院が手術可能と認めた場合はこのかぎりでない。

(認定の申請)

第4条 第2条に規定する認定を受けようとする飼い主（以下「申請者」という。）は、奄美市飼い猫避妊・去勢手術支援事業認定申請書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(ねこの認定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、奄美市飼い猫避妊・去勢手術支援事業認定通知書（別記第2号様式。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 認定猫が第3条の要件を満たさなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(費用負担)

第7条 第5条の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、手術を行う際に通知書を動物病院に提示し、手術に係る費用から第8条に定める区分に応じた金額を控除した額を、手術料金として動物病院に支払うものとする。

(委託料)

第8条 市長は、次の各号に掲げる手術の区分ごとに定める金額により算出し

た事業の実施に係る費用（以下「委託料」という。）を動物病院に対して支払うものとする。

（１） 避妊手術 1頭につき10,000円

（２） 去勢手術 1頭につき5,000円

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。